

## 松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 建設経済常任委員会 経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 健康医療部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 建設経済常任委員会 経済振興部、街づくり部、<u>都市再生部</u>、建設部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3（略）</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。